

○住宅宿泊事業法施行条例施行規則

平成 31 年 1 月 25 日規則第 1 号

住宅宿泊事業法施行条例施行規則をここに公布する。

住宅宿泊事業法施行条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、住宅宿泊事業法施行条例（平成 30 年岩手県条例第 51 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 生活環境の悪化の防止のために必要な次の措置を講ずること。

ア 住宅宿泊事業者が条例第 2 条第 2 項の規定による申請（以下「申請」という。）に係る住宅（以下「申請住宅」という。）と同一の建築物若しくは同一敷地内にある建築物又は当該申請住宅に隣接する土地にある建築物を自己の生活の本拠として使用（住宅宿泊事業者が当該申請住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化（以下「生活環境の悪化」という。）を認識することができないことが明らかである場合を除く。）し、かつ、当該申請住宅に人を宿泊させる間、不在（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項第 2 号の不在をいう。以下同じ。）にしないこと（イに該当する場合を除く。）。

イ 申請住宅の住宅宿泊管理業務について法第 11 条第 1 項の規定による委託（以下「委託」という。）を行う場合にあっては、当該委託を受けた住宅宿泊管理業者（当該住宅宿泊管理業者から当該申請住宅に係る住宅宿泊管理業務の一部の再委託を受けた者を含む。以下同じ。）が当該申請住宅と同一の建築物若しくは同一敷地内にある建築物又は当該申請住宅に隣接する土地にある建築物に駐在（住宅宿泊管理業者が生活環境の悪化を認識することができないことが明らかである場合を除く。）し、かつ、当該申請住宅に人を宿泊させる間、不在にしないこと。

ウ 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者が、宿泊者の行為に起因する生活環境の悪化の発生を防止するため、宿泊者に対し常時注意喚起を行うことができる体制及び当該生活環境の悪化が発生した場合に速やかに対応することができる体制を確保すること。

エ 住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号。以下「省令」という。）第 8 条第 2 項各号に掲げる事項について、宿泊の予約を受け付ける段階において相手方に説明すること。

オ 申請住宅が条例第 2 条第 1 項の表 1 の項又は 2 の項に掲げる区域に所在する場合にあっては、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者が申請前に当該申請住宅の敷地の周囲 100 メートルの区域内に所在する学校（大学を除く。）又は児童福祉施設の管理者等に対し、次に掲げる事項の説明をしていること。

(ア) 住宅宿泊事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(イ) 申請住宅の所在地

(ウ) 申請住宅の宿泊室（省令第 4 条第 4 項第 1 号チ(4)に規定する宿泊室をいう。）の数及び宿泊定員（申請住宅において同時に宿泊することができる宿泊者の数の上限をいう。）

(エ) 1年間に申請住宅に人を宿泊させようとする日数及び期間

(オ) 委託を行う場合にあっては、当該住宅宿泊管理業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(カ) 宿泊者の本人確認の方法

(キ) 苦情及び問合せに係る連絡先並びに連絡を受けた場合の対応方法

カ 申請住宅が条例第2条第1項の表3の項に掲げる区域に所在する場合にあっては、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者が申請前に申請住宅の周辺住民に対し、オに掲げる事項を説明していること。

(2) 法第15条又は第41条の規定による業務改善命令を受けた者にあっては、改善に必要な措置をとっていること。

(3) 法第16条第1項又は第42条第1項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあっては、その停止の期間が経過し、かつ、改善に必要な措置をとっていること。

(4) 法第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止（以下「廃止」という。）を命ぜられた者にあっては、その命令の日から起算して3年を経過していること。

(5) 法第42条第1項又は第4項の規定により住宅宿泊管理業の登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）を受けた者にあっては、当該登録の取消しの日から起算して5年を経過していること。

(6) 条例第2条第3項の規定による認定の取消し（以下「認定の取消し」という。）を受けた者にあっては、当該認定の取消しの日から起算して3年を経過していること。

（認定の申請手続等）

第3条 申請は、住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に別に定める様式による誓約書及び住宅宿泊事業に係る説明実施報告書（様式第2号。以下「説明実施報告書」という。）を添付して行わなければならない。

2 申請住宅の住所地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）は、申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じ現地調査を行い、条例第2条第1項ただし書の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるときは、1年以内の期間（以下「有効期間」という。）を定めて、同項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）をするものとする。

3 局長は、認定をしたときは、申請をした者に対し、その旨及び認定番号を住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定通知書（様式第3号。以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。

4 認定の有効期間満了後引き続き認定を受けようとする者は、認定の有効期間の満了の日の30日前までに、住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定更新申請書（様式第4号。以下「認定更新申請書」という。）に誓約書及び説明実施報告書を添付して申請を行わなければならない。

5 前項の申請があった場合において、認定の有効期間の満了の日までにその申請に対する認定等の処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、認定がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

7 第2項及び第3項の規定は、第4項の申請について準用する。

一部改正〔平成31年規則31号〕

(認定の取消しの要件等)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により認定を受けたこと。

(2) 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者が、法又は法の規定による命令に違反したこと。

2 法第3条第6項の規定により届出があったとき、廃止を命ぜられたとき、又は登録の取消しを受けたときは、認定は、その効力を失う。

3 認定を受けた者は、認定の取消しを受けたとき、又は前項の規定により認定がその効力を失ったときは、認定通知書を局長に返納しなければならない。

一部改正〔平成31年規則31号〕

(認定等の公表)

第5条 条例第2条第4項の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

2 認定をした場合にあつては、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 住宅宿泊事業者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 届出番号（省令第4条第7項の届出番号をいう。以下同じ。）及び認定番号

(3) 申請住宅の所在地

(4) 認定の有効期間

(5) 委託を行う場合にあつては、当該住宅宿泊管理者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

3 認定の取消しをした場合にあつては、前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項並びに認定の取消しの日及び理由を公表するものとする。

(認定通知書の掲示)

第6条 認定を受けた者は、認定の有効期間中、認定通知書を公衆の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(変更の届出)

第7条 認定を受けた者は、法第3条第4項の規定により届出をするときは、併せて住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定変更届（様式第5号）により、その旨を局長に届け出なければならない。

一部改正〔平成31年規則31号〕

(認定通知書の再交付の申請)

第8条 認定を受けた者は、認定通知書を亡失し、又はき損したときは、別に定める様式による住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定通知書再交付申請書により認定通知書の再交付を申請することができる。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第31号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の住宅宿泊事業法施行条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は通知する申請書等又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は通知した申請書等又は通知書については、なお従前の例による。

(様式等省略)